

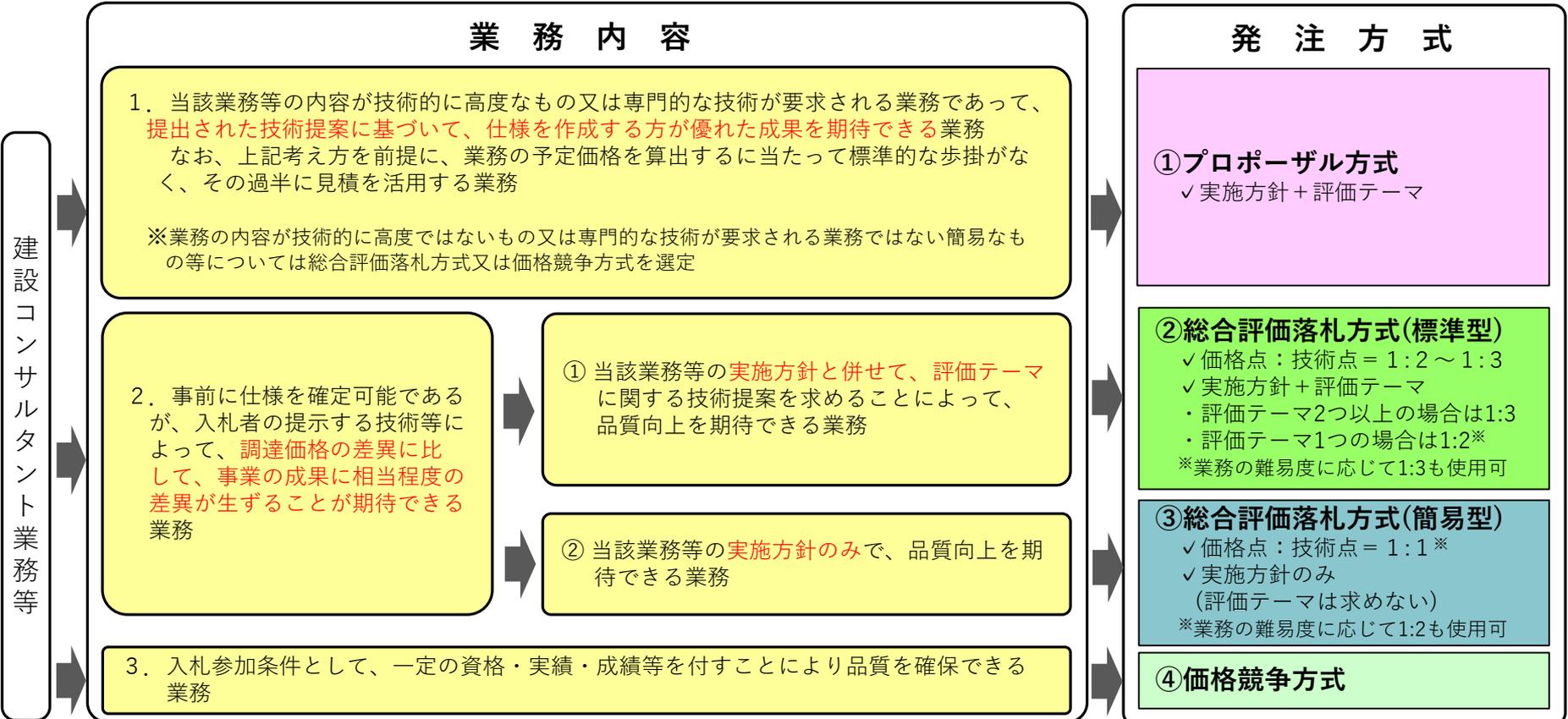
東京航空局では事業特性等を踏まえ、公共工事の上流部において実施される建設コンサルタント業務等の発注方式等について、「**実施方針***」を定め運用しています。

*：建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用に係る実施方針

建設コンサルタント業務等方式選定の基本的な考え方

- ✓ 建設コンサルタント業務等の業務内容を考慮し、発注方式の選定フローに基づき、プロポーザル方式、総合評価落札方式又は価格競争方式を適用します。

発注方式の選定フロー



備考：総合評価落札方式の対象は、入札参加者及び発注者の負担を勘案して、予定価格1,000万円以上の業務を一つの目安として実施



空港土木施設の点検・診断業務、路面性状調査について、 技術士等資格へのインセンティブの付与

空港の土木施設は、航空法等で定める保安上の基準や空港の設置及び管理に関する基本方針に基づき的確に管理しなければなりません。

「実施方針」の改定にあたっては、空港土木施設に関する各種法令等の知識を有し、点検・診断等を着実に実施できる技術者を評価することとしました。具体的には、当局が求める当該業務の技術者資格要件に対して、その配置予定技術者が「**空港土木施設点検評価技士**」の資格（**空港土木施設点検評価技士資格証**）の交付を受けている場合、**インセンティブを付与**します。

▶ 配点の概要

例) 管理技術者に係る資格のみ登録がある場合

「総合評価落札方式（1段階方式）の入札段階における評価基準」より

資格等	配点	インセンティブ結果
※ ①の有資格者が②の資格を有している場合	+ 1	8点
① 技術士等	7点	7点
② 国土交通省登録技術者資格（空港土木施設点検評価技士）	6点	6点
③ ①又は②以外の応募要件として設定した資格	4点	4点

〔 A者の配置予定
管理技術者
①②の資格で申請 〕

〔 B者の配置予定
管理技術者
①の資格で申請 〕

〔 C者の配置予定
管理技術者
②の資格で申請 〕

〔 D者の配置予定
管理技術者
③の資格で申請 〕

合計
8点

